

# 宿泊助成について

変更点がありますのでご利用の際はご注意ください

当組合では被保険者および被扶養者が保養施設を利用した場合、1人年度内（4月～翌年3月）3泊を限度として、1泊につき3000円以内で補助しておりますが、平成23年4月1日より以下のとおり変更になりました。

## 1 変更点

- ① 東日本プラスチック健保保養所との契約は、平成23年3月31日をもって終了しました。
- ② 他の健康保険組合保養所も宿泊助成の対象となります。
- ③ ラフォーレ倶楽部宿泊数を宿泊助成の宿泊数に含めます。

※ラフォーレ倶楽部に宿泊数の制限はありませんので、3泊以上の利用は可能ですが、宿泊助成の宿泊数に含めません。

例えば、同一年度内にラフォーレ倶楽部を2泊利用された場合、残りの宿泊助成請求可能泊数は1泊となります。

また、ラフォーレ倶楽部の宿泊価格は会員価格になっており、一般価格と会員価格の差を助成とみなします。他の保養施設を利用しすでに2泊分の宿泊助成を受給している、その後、ラフォーレ

レ倶楽部を2泊利用された場合には、支給額の1泊分を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

## 2 利用方法

- ① 利用者が直接保養施設または、旅行代理店に予約をします。
  - ② 宿泊先（旅行代理店）で料金を支払い、領収書等を受けます。
- 領収書等に、宿泊料金・人数・泊数が明記されていない場合は、料金支払先に明細書を請求してください。

## 3 補助金請求

- ① 補助金請求書  
事業所・利用責任者・受任者欄に必ず押印し振込



口座（健保口）を記入してください。

請求書用紙につきましては、事業所担当の方に確認の上、当組合へご請求ください。

- ② 保養施設利用者名簿（当組合ホームページよりダウンロードしてください）

- ③ 領収書等（施設利用の確認できるもの）

領収書等に、宿泊料金・人数・泊数が明記されていない場合は、明細書を添付してください。なお、ツアーご利用の場合は日程表の写しを添付してください。

以上の3点を確認のうえ当組合へ請求ください。

## 4 補助の制限

- ① お子様について利用料金がかからない場合は、補助の対象外となりますが、食事代がかかっている場合、食事代のみ補助をいたします。
- ② 利用料金が、3000円に満たない場合は、その利用料金の範囲内の補助となります。
- ③ 会社の出張や社員旅行で会社が補助を出している場合などは、補助の対象になりません。

## 5 補助金対象外の保養施設

キャンプ場のテント、夜行バス、寝台列車、24時間営業のサウナ、インターネットカフェ等

その他、ご不明な点は庶務課までご連絡ください。

〔電話03（3264）4331〕